

# 日本電信電話株式会社が公表した 「NTT法のあり方についての当社の考え方②」※への見解

※ 2023年11月7日付NTT資料「NTT法のあり方についての当社の考え方②」

2023年11月14日

KDDI株式会社  
ソフトバンク株式会社  
楽天モバイル株式会社

# はじめに

2023年10月19日付で提出した連名要望書のとおり、電気通信事業者や地方自治体など180者はNTT法の廃止に反対の立場であり、より慎重な政策議論を行うことなどを要望しています。

このような中、2023年11月7日付のNTT資料「NTT法のあり方についての当社の考え方②」においては、現行NTT法で規定されている規律が電気通信事業法の改正で代替可能であり、NTT法を廃止しても何ら問題がないとするような見解が示されていますが、この方向での検討は国益・国民生活を損ねる懸念があると考えることから、あらためてここに見解を表明します。

なお、先の180者は、日本が目指すべき国民生活向上や経済活性化、国際競争力強化などにつながる情報通信インフラの将来像の実現に向けて、NTT法も含め通信政策の見直しを検討していくことには賛成の立場であることを連名要望書にて表明しています。

NTT法の「廃止」ではなく「改正」が前提であれば、将来の通信業界ひいては日本のあるべき姿に向け、業界全体で前向きな検討が行えるものと考えており、このような方向で政策議論が進められるべきです。

# 主要論点

---

その1：公正競争に関する説明

その2：ユニバーサルサービス義務の確保に関する説明

その3：外資規制に関する説明

その4：海外との比較

その5：公社承継資産に関する説明

# NTT主張に対する考え方

	3社の認識	NTTの主張
その1 公正競争	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>NTT法の業務範囲規制は、NTT東西とNTTドコモの合併禁止のみならず広範な規制効果</u>を有しており、<u>電気通信事業法での対処は現実的ではない</u></li> <li>• <u>市場シェアに基づき規制対象の事業者が定められる電気通信事業法の規制のみでは、規制逃れの懸念があり実効性に欠ける</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• NTT東西とNTTドコモの合併禁止の規定は、電気通信事業法の禁止行為規制への追加で対応可能である</li> </ul>
その2 ユニバーサル サービス 義務の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>光IP電話が対象外なのは、あくまで電気通信事業法のユニバーサルサービス制度</u>においての位置付け(交付金補てんの対象にならないということ)</li> <li>• <u>NTT法のユニバーサルサービス義務（電話のあまねく責務）の対象は全世帯（6,000万回線相当）</u>であり、<u>光IP電話を利用中のユーザーも保護対象</u></li> <li>• 見解で示されているのは事業法での特定事業者に対する規制可否のみで、私権を制限する強制力のある<u>あまねく責務の担保可否</u>については示されていない</li> <li>• <u>NTTが求める特定の条件は現状整っておらず、NTT法を廃止した場合には全国あまねくサービスの提供・維持が保障できない</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 光IP電話はユニバーサルサービスの対象外である</li> <li>• NTT法でなくとも、電気通信事業法であまねく普及責務を課し、退出規制を設けることは法制的に問題がないとの見解がある</li> <li>• 特定の条件が整えば、NTT東西としてラストリゾートを担う</li> </ul>
その3 外資規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>NTTの特別な資産は、他の通信事業者の設備と同列に扱えるものではなく、NTT法による外資規制が有効であり、外為法強化による代替は困難</u></li> <li>• また、<u>モバイル事業者にも経済安全保障推進法は適用見込み</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 外資規制は主要通信事業者を対象化することが必要であり、実現方法は外為法だけなく、その他の法令等を含めて検討すべき</li> </ul>

# NTT主張に対する考え方

	3社の認識	NTTの主張
その4 海外との比較	<ul style="list-style-type: none"> <li>特殊法人法の有無は、各国固有の競争政策と競争構造の違いによるものであり、<u>日本は特殊法人法を廃止する（公正競争条件・業務範囲規制等を緩める）ための前提条件が整っていない</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>主要国においては、特殊法人法を廃止している</li> </ul>
その5 公社承継資産	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>公社承継資産はNTT東西が所有し、NTT東西の株主はNTT持株(100%)である上、会社保有の資産が株主に帰属すると言えるのは会社解散時である</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民営化時に公社承継資産は株主である政府に帰属したもので、現在は株の持ち分に見合い、民間も含む各株主に帰属する</li> </ul>

# その1：公正競争に関する説明

NTTの  
説明

**NTT東西とNTTドコモを統合する考えはない  
両社の合併禁止の規定は、電気通信事業法の禁止行為規制に追加すればよい**

→ **電気通信事業法の禁止行為規制のみでは担保されない**

**NTT法の業務範囲規制は、広範な規制効果を有しており、これを全て事業法に盛り込むことは現実的ではない**

NTT東西とNTTドコモの合併禁止に係る規律についての考え方



- 引き続き、NTT東西は、電気通信事業法等の法令・ルール※1を遵守し、他事業者に対して公平にネットワークの提供等を行っていく。
- NTT東西は、NTTドコモだけでなく様々な事業者※2との取引を継続・拡大していくことが重要。
- したがって、NTT東西とNTTドコモを統合する考えはない。

※1 NTT東西は、電気通信事業法にて第一種指定電気通信事業者に指定（第33条第1項）され、特定の事業者を不当に優先的に取り扱うことは禁じられている（第30条第4項）。また、接続を行う他事業者への提供条件や料金（接続条件・接続料）についても総務大臣の認可が必要とされている（第33条第2項）。

※2 接続ではNTT東西それぞれ100社以上、卸ではNTT東西それぞれ600社以上。

NTTは、合併禁止規定を  
**「電気通信事業法の禁止行為規制」**  
に追加すればよいと言及

## ①広範な業務範囲規制効果の喪失

- 詳細は次頁参照

## ②設備譲渡による規制逃れの懸念

- 端末回線設備シェア(50%超)に基づく  
**「電気通信事業法の禁止行為規制」はグループ内別会社への設備譲渡により規制逃れが可能**

※シェアの閾値についても省令レベルで変更可能

NTT法が廃止されると、以下のような規制が全て失われる可能性がある

## 【具体例 1】 電気通信事業者ではないNTT持株の業務範囲の規制

→「NTT持株」と「NTT東西」、またはNTTデータ（ソリューションビジネス：非電気通信事業）との合併等を事業法で規制できるのか

## 【具体例 2】 NTT東西のそれぞれの業務区域の規制

→「行為」ではなく、会社の「定款」に相当する規律を事業法で規定できるのか

## 電気通信事業法の支配的事業者規制等の実効性確保のためにも、NTT法は不可欠

### 電気通信事業法

支配的事業者であるNTTと他事業者との間の  
**公平な利用の規定**

禁止行為規制【事業法第30条・31条】

一種指定設備との接続【事業法第33条】



### NTT法

NTTのみが保有する「特別な資産」に関する  
**設備の規定**

設備の自己設置義務【NTT法第2条】

重要設備譲渡の認可【NTT法第14条】

**設備の自己設置義務【NTT法第2条】**

注) 「地域会社」 = 東日本電信電話株式会社 及び 西日本電信電話株式会社

5 地域電気通信業務は、地域会社が自ら設置する電気通信設備を用いて行わなければならない。ただし、電話の役務をあまねく目的業務区域において適切、公平かつ安定的に提供することを確保するために必要があると認められる場合であつて、総務省令で定めるところにより、総務大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

**重要設備譲渡の認可【NTT法第14条】**

地域会社は、電気通信幹線路及びこれに準ずる重要な電気通信設備を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

設備譲渡による端末回線設備シェア低下 → 事業法の規制回避 の懸念に対し、  
NTTは十分な回答をしておらず、設備譲渡への考え方についても現状の口約束に過ぎない

## NTTに対する質問

30

### 2 (3) その他の公正競争の確保に関する事項

問1 「NTT東西は引き続き、電気通信事業法等の法令・ルールを遵守し、他事業者に公平にネットワーク提供等を行っていく」との記載があるが、第一種指定電気通信設備としての指定は端末回線設備シェアに基づくため、以下のような場合にはNTT東西に対する第一種指定電気通信設備を設置する事業者としての規律が外れ、ボトルネック設備の公平な提供が行われなくなる可能性がある。

- NTT資料 p.23、NTT法の「設備の自己設置義務」「重要設備の譲渡の認可」の見直し・廃止が実現
  - 端末回線設備（ボトルネック設備）をNTTコム等のグループ内企業に一部譲渡することで、NTT東西それぞれの端末回線設備シェアを第一種指定電気通信設備としての指定基準未満にする
- すなわち、電気通信事業法の規律を機能させるためにもNTT法は不可欠と考えるが、この点についてどう考えるか。（NTT P10）

(回答)

- NTT東西として、自ら設置した光設備等の基幹設備をNTTコミュニケーションズ等のグループ内企業に譲渡する考えはなく、ご懸念されている事象は起こらないものと考えます。

「設備を譲渡する考えがない」ので、そのような懸念はあたらないとの回答

# (参考) NTTドコモの完全子会社化

## NTT法に定められるNTT持株の目的・事業内容、公正競争要件に反し 一方的にNTTドコモを完全子会社化

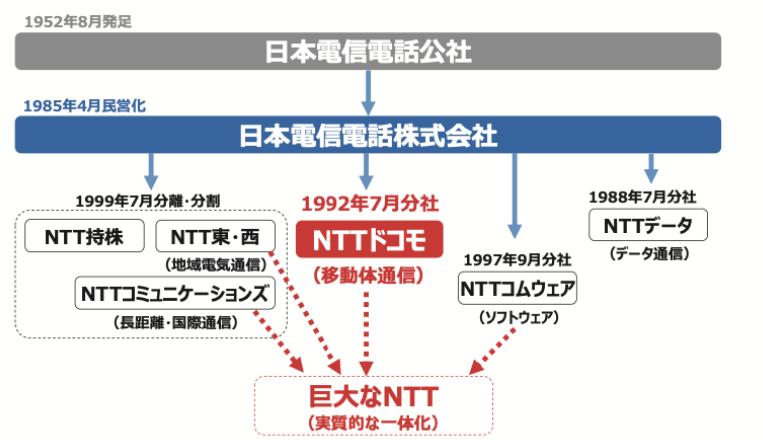
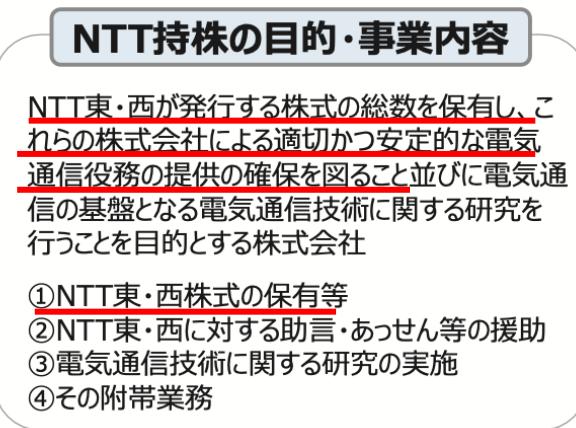
### ②NTTによる競争政策の一方的な反故 (1/6)

13

NTTドコモの完全子会社化はそもそもNTT法に定める  
**NTT持株の目的・事業内容にそぐわないもの**  
また、NTTの在り方を巡る政策議論を踏まえて公表された  
政府措置等の「完全民営化」「出資比率の低下」の方針に逆行

NTT法に定められる目的・事業内容に  
NTTドコモの株式保有・運営は含まれない

NTT主要事業の分離にあたって定められた  
公正競争要件や閣議決定を一方的に反故



1992(H4)年 NTTドコモへの事業譲渡		日本電信電話株式会社の移動体業務の分離について(1992年4月郵政省報道発表)
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 可能な限り、NTTと別個の伝送路を構築</li> <li>◆ NTTから新会社への取引を通じた補助の禁止</li> <li>◆ 転籍による社員の移行</li> <li>◆ NTTの出資比率の低下</li> <li>◆ NTT・新会社の共同資材調達の禁止</li> </ul> <p>(※) ここでいうNTTは再編前のNTTであるが、NTTドコモとNTTとの間の公正競争条件は、再編後の地域会社(NTT東西)との間においても同様に適用される(H9年12月4日郵政省「日本電信電話株式会社の再編成に関する基本方針の公表」より)</p>		

事項名	措置内容	実施予定期		
		平成13年3月	平成14年3月	平成15年3月
⑦NTTの在り方(経済省)	a NTTのグループ経営の改善と公正競争の確保を図る観点から、地域通信網の開放の徹底、NTTコミュニケーションズ及びNTTドコモに対するNTT持株会社の出資比率の引き下げを含むNTTグループ内の相互競争の実現、東・西NTTの経営効率化の推進等、競争促進のための具体的な実施計画をNTT持株会社及び東・西NTTが作成し、公表することを期待するとともに、当該実施計画の実施状況を注視する。	注視	注視	注視

NTTの  
説明

## NTT東西が提供する光IP電話はユニバーサルサービスの対象外

→ NTTの説明は、電気通信事業法で定める「基礎的電気通信役務」の範囲  
NTT法のあまねく義務の対象は全世帯（6,000万回線相当）

### 電話のユニバーサルサービスについて



- NTT東西は、光設備を用いた固定電話（ひかり電話等）は引き続き提供していく考え。
- 一方で、現在、ユニバーサルサービス義務の対象となっているメタル設備を用いた固定電話（加入電話等※1）は利用が減少※2し、メタル設備は縮退せざるを得ないと考えており、電話のユニバーサルサービスのあり方について、議論すべき時期にきていると考えている。
- 電話のユニバーサルサービスの検討にあたっては、国民負担の観点からも、光だけでなく、モバイルや衛星等の様々な手段を含め、コストミニマムな仕組みとすることで、固定電話では不採算となっている地域も含めて、電話のユニバーサルサービスを確保していくことが必要。

※1 NTT法で定められる「電話の役務のあまねく日本全国における適切・公平かつ安定的な提供の確保」の責務の対象については、電気通信事業法において以下のサービスが定められており、NTT東西が提供するひかり電話等はユニバーサルサービスの対象外

電気通信事業法で定めている電話のユニバーサルサービスの対象

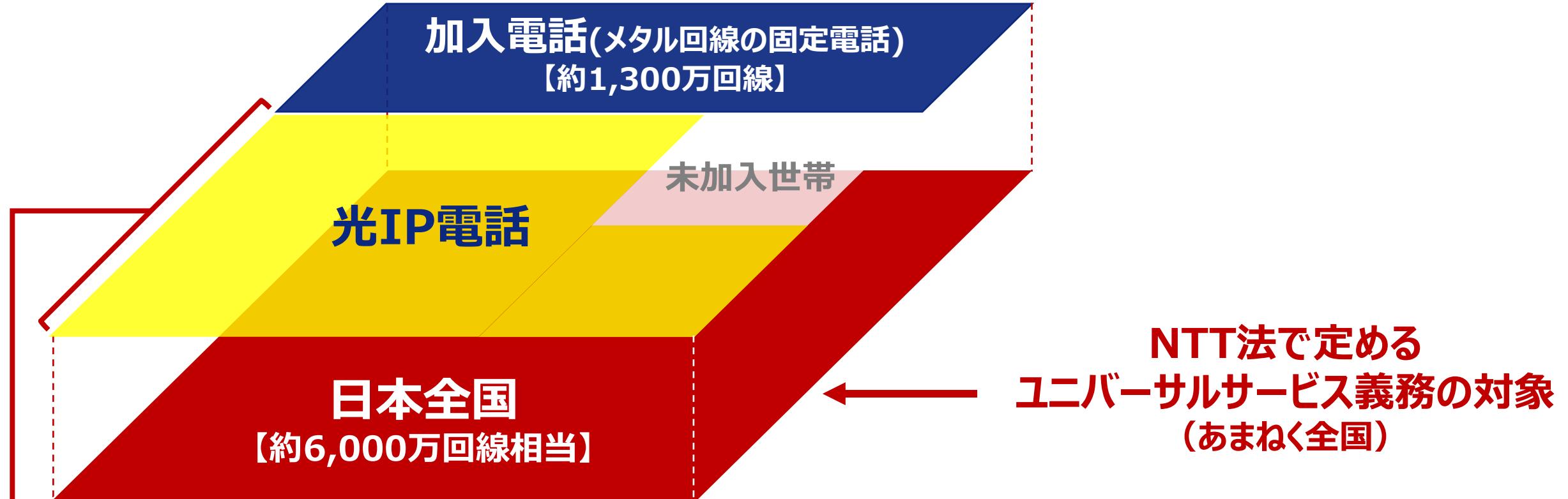
- ・加入電話：メタル設備を用いて提供する固定電話サービス
- ・光回線電話：メタルを敷設するよりも光の方が効率的である場合に、当該地域限定で加入電話の代替として提供する固定電話サービス
- ・ワイヤレス固定電話：山間・離島エリア等、メタルの敷設・維持が高コストとなる地域で、加入電話の代替として提供する無線による固定電話サービス（今後提供予定）
- ・公衆電話：第一種公衆電話、災害時用公衆電話 等

※2 NTT東西の固定電話（加入電話+ISDN）は、ピーク時の約6,000万回線から、現在は1,350万回線まで減少しており、今後2035年頃には500万回線、2045年頃には230万回線まで減少する見込み

NTT東西が提供する光IP電話は  
ユニバーサルサービスの対象ではない

光IP電話等に移行した利用者から  
メタルでの加入電話を求められれば  
拒否できない

NTT法のあまねく義務の対象から  
外れることはない



NTT法により、NTT東西は求められればこれら利用者への加入電話の提供が必要

## ユニバーサルサービスに関するNTT法と電気通信事業法の規律の違い

### NTT法

**強制力あり**

- 全国あまねく（**全世帯に**）の提供義務
- 撤退禁止／  
求めがあれば役務提供を拒否できない  
(ラストリゾート義務)

赤字でも提供を義務付けることで  
電電公社時代の公益性を担保  
(特殊法人としての特別な責務)

### 電気通信事業法

**強制力なし**

- 自社提供区域内での公平な提供義務
- 撤退（サービス終了）可能／  
**任意の交付金制度**にて役務提供を支援

民間企業に赤字での提供を  
義務付けることはできない  
(経営の自由を確保)

NTTの  
説明

電気通信事業法で特定の事業者に対し、  
あまねく普及責務を課して退出規制を設けることは法制的に問題がないとの見解

→ NTT法上の私権を制限し強制力のある「あまねく普及責務を課して退出規制を設けること」についての事業法上での担保可否に対する見解は示されていない

## ユニバーサルサービス義務の確保のあり方についての考え方



- ユニバーサルサービス義務は、音声・データ通信を固定・無線・衛星等を用いて、各地域に最も適した方法で最も適した事業主体が担うべき。
- このため、電気通信事業法で定められているブロードバンドサービスのユニバーサルサービス義務にNTT法で定められている固定音声サービスも含めて、主要国と同様に電気通信事業法に統合すべき。
- この場合、以下の条件が整えば、手を挙げる事業者がない地域において、NTT東西としてラストリゾート責務を担っていく覚悟。  
(必要な条件)
  - ✓ 必要十分かつ過大でない交付金制度の実現
  - ✓ モバイルや衛星等を含めた柔軟かつコストミニマムな提供手段の導入 等
- なお、電気通信事業法で、特定の事業者に対して、あまねく普及責務を課して退出規制を設けることについて、法制的に問題がないことは、元内閣法制局長官・最高裁判事の山本庸幸氏から意見をいただいている。（別紙）

以下2要件を満たす規定が  
事業法上で可能か否かが論点

- ①特定の事業者に規制を課すこと
- ②あまねく普及責務・退出規制を課すこと

①についてのみ可否理由を示すものであり  
論拠不十分  
(詳細次頁)

## 下記コメントは、「事業法上での特定事業者に対する規制可否」の回答にとどまる

### (別紙) 総務省 通信政策特別委員会の議論に対するコメント



総務省の通信政策特別委員会の審議内容を見ると、立法論を誤解している議論が展開されている。

例えば、ある委員の意見では、ブロードバンドサービスのユニバーサルサービスのラストリゾート責務を担う提供主体について「国が指定を行うとなると、事業法で規定することになるが、事業法でNTTを名指しすることは困難」としている。しかしながら、事業法で、一定の要件に該当する事業者に対して法律上の義務を課すということは、ごく一般的に行われている。

そこで、電気通信事業法の中で「全国にあまねく基礎的電気通信役務を提供するために必要な資機材を保有する事業者として政令で定める要件に該当するもの」をユニバーサルサービスを提供しなければならない事業者として指定することとし、その要件の設け方を工夫することにより、NTT東西だけが対象になるという方策も十分に考えられる。

従って、別にNTT法によらなくとも、事業法でユニバーサルサービスの規定を設けることは、十分に可能であるし、それは事業法によくある通常の規定ぶりである。

付言すれば、「事業法はニュートラル」、あるいは「NTT法は限られた分野の法律」という当該委員の発想は、同意し難い考え方である。法律というものは、特定分野の人々に権利を与え義務を課すものであるから、その法目的に合致している範囲内において、なるべく一つの法律で律する方が、国民にとっての一覧性が高まり、かつ規制内容相互の関係性が理解しやすいものになるとを考えている。

令和5年11月2日  
元内閣法制局長官・最高裁判事 山本庸幸

一定の要件を満たす事業者に対してのみ  
規制を課すことは一般的に行われている

ご指摘のとおりで、同認識  
(第一種指定電気通信設備に関する規制等、事例は多数)

要件の設け方を工夫することによりNTT東西だけ  
が対象になるという方策も十分に考えられる

私権を制限する（あまねく義務を課す）ことの  
実現可能性は示されていない  
(肝心の部分が「要件の設け方を工夫」にとどまる)

NTTの  
説明

特定の条件が整えば、NTT東西としてラストリゾートを担う

→ NTTが求める交付金制度が整わないと、サービス提供・維持が保障できない

## ユニバーサルサービス義務の確保のあり方についての考え方



- ユニバーサルサービス義務は、音声・データ通信を固定・無線・衛星等を用いて、各地域に最も適した方法で最も適した事業主体が担うべき。
- このため、電気通信事業法で定められているブロードバンドサービスのユニバーサルサービス義務にNTT法で定められている固定音声サービスも含めて、主要国と同様に電気通信事業法に統合すべき。
- この場合、以下の条件が整えば、手を挙げる事業者がない地域において、NTT東西としてラストリゾート責務を担っていく覚悟。  
(必要な条件)
  - ✓ 必要十分かつ過大でない交付金制度の実現
  - ✓ モバイルや衛星等を含めた柔軟かつコストミニマムな提供手段の導入 等
- なお、電気通信事業法で、特定の事業者に対して、あまねく普及責務を課して退出規制を設けることについて、法制的に問題がないことは、元内閣法制局長官・最高裁判事の山本庸幸氏から意見をいただいている。（別紙）

- ① 必要十分かつ過大でない交付金制度  
② モバイルや衛星含む提供手段の導入 等

①②の条件ともに現状整っていない  
(「等」があるため、他にも条件がある模様)

## (参考) メタル回線・光ファイバを用いたサービスのNTT東西収支

16

### 基礎的電氣通信役務損益明細表

事業者名 東日本電信電話株式会社

2022年4月1日から  
2023年3月31日まで

役務の種類		営業収益	営業費用	営業利益	摘要
基礎的電気通信役務	※1	139,384	162,186	△22,802	※1 電気通信事業法施行規則第14条第3号に規定する基礎的電気通信役務を含む
基礎的電気通信役務以外の電気通信役務	※2	1,258,370	1,017,640	240,729	※2 電報 営業収益 5,905百万円 営業費用 6,742百万円 営業利益 △837百万円
合計		1,397,754	1,179,826	217,928	

### 基礎的電氣通信役務損益明細表

2022年4月 1日から  
2023年3月31日まで

役務の種類	営業収益	営業費用	営業利益	摘要
基礎的電気通信役務 ※1	135,264	168,370	△33,106	※1 電気通信事業法施行規則第14条第3号に規定する基礎的電気通信役務を含む
基礎的電気通信役務以外の電気通信役務 ※2	1,011,049	868,337	142,852	※2 電報 営業収益 6,623百万円 営業費用 7,429百万円 営業利益 △806百万円
合計	1,146,313	1,036,566	109,746	

**メタル回線による電話等の収支**（いわゆるユニバーサルサービスの収支）のみでは 計 559億円 の赤字※であるが、上記に光IP電話等、光ファイバによるサービスの収支を加えると、計 3,153億円 の黒字※に転換する

※電気通信事業法のユニバーサルサービス交付金制度による交付金収入を加える前の数字

指定電氣通信役務損益明細表

事業者名 東日本電信電話株式会社

2022年4月1日から  
2023年3月31日まで

役務の種類			営業収益	営業費用	営業利益	(単位 百万円) 摘要
指定電気通信役務	特定電気通信役務 音声伝送役務	基 本 料	169,270	177,766	△8,496	
		市 内 ・ 市 外 通 信	9,947	8,101	1,846	
		公 衆 電 話	△1,457	5,852	△7,309	
		そ の 他	12,476	5,335	7,141	
		小 計	190,236	197,054	△6,818	
	特定電気通信役務 以外の指定電気通信役務	F T T H ア ク セ ス サ ー ビ ス	513,712	349,532	164,180	
		専 用 役 務	15,650	15,990	△340	
		そ の 他	114,810	77,582	37,228	
		小 計	644,172	443,104	201,068	
	小 計	834,408	640,158	194,250		
指 定 電 气 通 信 役 務 以 外 の 電 气 通 信 役 務		563,346	539,668	23,678		
合 計		1,397,754	1,179,826	217,928		

事業者名 西日本電信電話株式会社

定期電気通信役務損益明細  
2022年4月 1日から  
2022年3月31日まで

役務		種類	営業収益	営業費用	営業利益	摘要
指定電気通信役務	音声伝送役務	基本料	164,872	188,506	△23,634	
		市内・市外通信	9,249	8,231	1,018	
		公用衆電話	△1,339	5,104	△6,443	
		その他	12,487	5,965	6,523	
		小計	185,269	207,805	△22,536	
		F T T H アクセスサービス	384,921	296,861	88,054	
特定電気通信役務以外の指定電気通信役務	専用役務		14,623	13,561	1,062	
		その他	107,312	52,748	54,564	
		小計	506,856	363,176	143,680	
		計	692,125	570,981	121,144	
指定電気通信役務以外の電気通信役務			454,188	465,585	△11,397	
合計			1,146,313	1,036,566	109,746	

NTTの  
説明

外資規制は主要通信事業者を対象化することが必要  
実現方法は、外為法だけでなく、その他の法令等を含めて検討

→ NTTの特別な資産は、他の通信事業者の設備と同列に扱えるものではない  
(モバイル事業者にも経済安全保障推進法は適用見込み)  
外為法強化は困難 ※次頁参照

## 外資規制の規律方法についての考え方



- モバイルの顧客情報の管理システムやコアネットワークは、基本的に各モバイル事業者自らが保有・管理しているため、モバイル事業者の情報や設備を守らないと、約2.1億のモバイルユーザへの通信の安定的提供を確保できない。
- 現に、ロシアの産業スパイがソフトバンクのモバイルの設備情報を窃取し、国外に持ち出した事例がある。
- 経済安全保障の観点からは、NTT法で当社だけを守っても無意味であり、外為法やその他の法令等で、主要通信事業者を対象とすることを検討すべき。  
= 当社としては、主要通信事業者を対象化することが必要と考えており、その実現方法については、外為法だけでなく、電気通信事業法やその他の法令等を含め、幅広く検討いただくことが重要と考える。

## モバイルは代替性あり



NTT東西「特別な資産」  
公社から承継した全国の土地・局舎、電柱、管路等

特別な資産を保有するNTTと  
他事業者は立場が異なる

## 財務省は、外為法強化での対応は困難との認識

(引用元) 2023年11月7日 日本経済新聞電子版

**NTT外資規制、財務省「外為法強化で代替難しい」**

<https://www.nikkei.com/article/DGXZQQUA0689C0W3A101C2000000/>

総務省は6日、NTT法の見直しに関する有識者会議を開き、外資規制のあり方について議論した。財務省は外為法の強化でNTT法の外資規制を代替できるかについて「目的と対象が違うため外為法で完全に代替することは難しい」との見解を示した。

# (参考) 経済安全保障推進法の対象事業者（見込み）

19

経済安全保障推進法による電気通信設備への規制（設備導入時等の事前審査）は  
NTT東西のみならずモバイル事業者も対象となる見込み

特定社会基盤事業者の指定基準に該当すると見込まれる者		
対象分野（法律）/特定社会基盤事業の指定（政令）	特定社会基盤事業者の指定基準（省令）	特定社会基盤事業者（※指定基準を踏まえ、対象となることが想定される者であり、現時点において指定を行った者ではありません。）
電気通信事業	電気通信事業法第二条第四号に規定する電気通信事業 電気通信事業者（同条第五号に規定する電気通信事業者をいう。ハ及び第七条において同じ。）であって、次のいずれかに該当するものであること。 イ 第一種指定電気通信設備を設置する者 ロ イに該当する者に対し、当該者が設置する第一種指定中継系交換等設備（電気通信事業法施行規則第二十三条の二第四項第一号ロに規定する第一種指定中継系交換等設備をいう。）間に伝送路設備を設置して専ら異なる都道府県の区域間の通信を媒介する電気通信役務を提供する者 ハ 有線電気通信法第四条ただし書の許可を受けた者のうち、その者の当該許可に係る有線電気通信設備（同法第二条第二項に規定する有線電気通信設備をいい、電気通信事業者がその一部を電気通信事業の用に供するものに限る。以下このハにおいて「本邦外設置有線電気通信設備」という。）の数（本邦内の陸揚地点が二以上ある本邦外設置有線電気通信設備については、当該陸揚地点の数をその本邦外設置有線電気通信設備の数とする。以下このハにおいて同じ。）の本邦外設置有線電気通信設備の数に対する割合が十分の一以上であるもの ニ 基地局を設置して第五世代移動通信システムを使用する携帯無線通信による電気通信役務を提供する者 ホ 特定の者に対し通信文をその使用する通信端末機器（入出力装置を含む。）の映像面に表示されるようにより伝達するための電気通信（電気通信事業法第二条第一号に規定する電気通信をいう。）に係る電気通信役務を提供する者のうち、前年度における一月当たりの当該電気通信役務の提供を受けた利用者（同法第二条第七号イに掲げる者に限る。以下このホにおいて同じ。）の数の平均が六千万以上あって、当該電気通信役務を国、都道府県又は市町村（以下このホにおいて「国等」という。）の事務（国等が、当該電気通信役務の利用者に対して、当該電気通信役務において提供される情報を伝達するためのシステムを利用して国等の事務に係る情報を伝達する事務をいう。）の用に供するもの	東日本電信電話株式会社 西日本電信電話株式会社 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 NTTリミテッド・ジャパン株式会社 株式会社NTTドコモ KDDI株式会社 沖縄セルラー電話株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社 LINEヤフー株式会社

## 経済安全保障推進法による規制



NTT東西「特別な資産」  
公社から承継した全国の土地・局舎、電柱、管路等

出典：総務省ウェブサイト

**特別な資産を持つNTTを守るために、NTT法による外資規制が最も有効**  
(NTT法は外為法による個別投資判断（事前・事後審査）とは異なるアプローチ)

NTTの  
説明

**主要国においては、特殊法人法を廃止**

→ **日本は特殊法人法を廃止する（公正競争条件・業務範囲規制等を緩める）ための前提条件が整っていない**

**(参考) 主要諸外国の規制状況**

主要国においては、特殊法人法を廃止。ユニバーサルサービスは事業法で規定。

	日本(NTT)	米国(AT&T)	英国(BT)	仏国(FT)	米国(AT&T)
特殊法人法の有無	有り	なし	有り→廃止※ 財産承継関係の規定のみ残存	有り→廃止※ 公務員であったことに伴う年金関係の規定のみ残存	有り ※実質的な規制項目は無し
政府株保有義務 (実保有率:FY23)	有り(1/3以上) (34.3%)	なし(0%)	有り→廃止 (0%)	有り→廃止 (13.4%)	なし (30.5%)
取締役選任認可 外国人員規制	有り	なし	有り→廃止 [取締役選任認可]	有り→廃止 [取締役選任認可]	有り→廃止 [取締役選任認可] 外国人員規制
研究開発の推進・普及責務	有り	なし	なし	有り→廃止 [研究促進への貢献責務]	なし
サービス規制	規定法令 NTT法及び事業法 [ブロードバンド]事業法	事業法	会社法 ↓ 事業法	会社法 ↓ 事業法	会社法 ↓ 事業法
外資規制	事業者選定のラストリゾート NTT法(NTTを指定) [ブロードバンド]なし	事業法 [公募不調時、州が適切な事業者を指定]	事業法 [政府が指定し、代替提案を公募した上で適切な事業者を指定]	事業法 [公募不調時、政府が適切な事業者を指定]	事業法 [公募不調時、政府が適切な事業者を指定]
投資総量規制	個別投資に対する審査 審査対象になり得る投資割合:FY22 外為法 (10→1%以上)	外為法 (下限無し)	外為法 (下限無し)	外為法 (33→25→10%超)	外為法 (25→10%以上)
	※ソフトバンクのSprint買収においても100%の株式取得が認められた		なし	なし	なし



**【米韓】**

支配的事業者が資本的に分離された形で  
相互参入する競争市場が実現

**【豪州】**

構造的措置としてTelstraとは資本的に分離された  
アクセス会社（100%政府出資）を設立

Telstra法によりユニバーサルサービス義務  
(ラストリゾート義務) や外資規制を担保

支配的事業者に対する特殊法人法の有無は、各国固有の競争政策と競争構造の違いで異なる

日本のように旧国営事業者(NTT)が固定/移動両市場で支配的地位を維持している例は稀

※スライド23

## 米国

市場支配的な事業者  
(AT&T) を  
地域毎に資本分割



地域分割により  
相互参入が実現

## 韓国

旧国営事業者 (KTA) を  
3つに資本分割



財閥や電力との提携を  
伴い相互参入が実現

## 豪州

国営事業者  
(Telstra) を  
法的に構造分離



会社法と事業法で  
事業者間競争が機能

## 日本

旧国営事業者 (NTT) が  
持株体制で一体経営



会社法と事業法で  
事業者間競争が機能

競争の結果、市場支配的な事業者が存在しない

会社法により公益を確保

# その4：海外との比較（米・韓・豪）

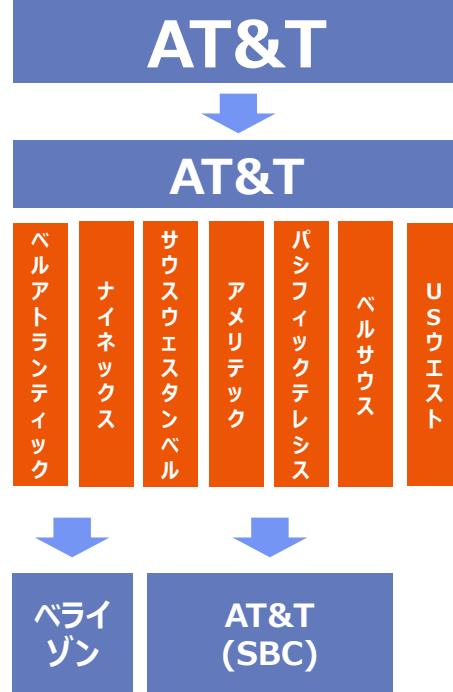
22

## 海外主要国では支配的事業者に対する構造的措置(資本分離)を伴う競争政策が実現

### 長距離・地域の資本分離

米国

AT&T



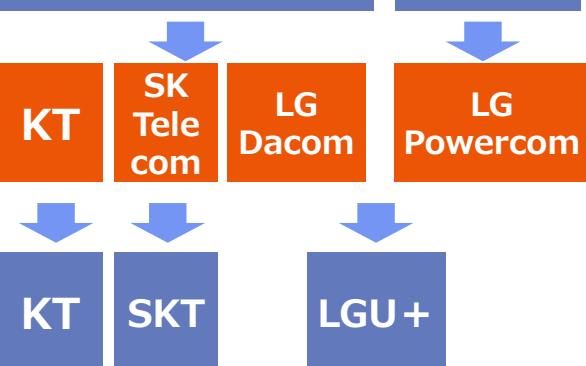
- 1984年にAT&Tは長距離会社と7つの地域会社に資本分割
- ➡ ヤードスティック競争が機能し、長距離・地域の分野を超えた相互参入の結果、2社に集約

### 固定・移動体・データの資本分離

韓国

KTA

KEPCO



- KT : 1982年韓国電気通信公社(KTA)発足、1993年株式売却開始、2001年KTに社名変更、2002年完全民営化(固定通信部門を承継)
- SKT : 1984年KTAの移動通信部門を分社化、1994年に財閥SKへスピンオフ
- LGU+ : 1982年KTAのデータ通信部門を分社化、2003年完全民営化、2010年LG Dacomと電力公社の通信部門からスピンオフしたLG Powercom社との合併で発足。
- ➡ 固定・移動の分野を超えた相互参入が起き、3社に集約

### アクセスの資本分離※

豪州

Telstra



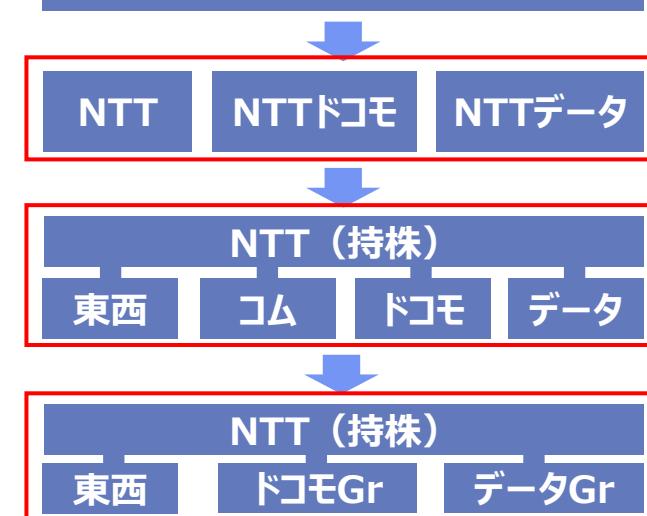
※100%政府出資

- 2008年にNBN Co (100%政府出資の光アクセス会社)を設立し、Telstraの線路敷設基盤等をNBN Coに譲渡
- ➡ Telstraとは資本的に分離されたアクセス会社を設立

### 資本分離せず一体経営温存

日本

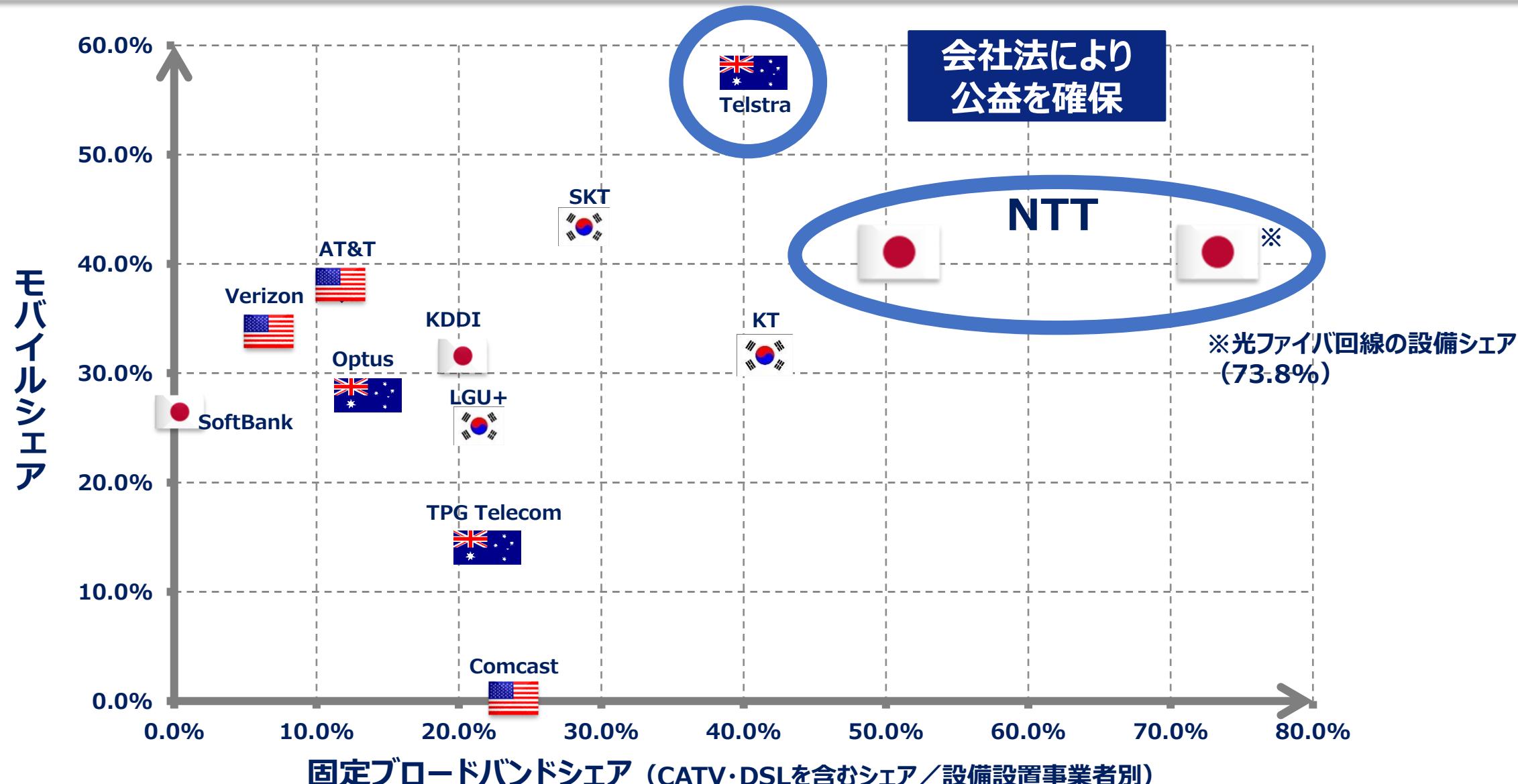
電電公社



- 1985年に民営化されNTTが設立。その後、データ通信会社(NTTデータ)や移動体通信会社(NTTドコモ)が設立。
- 1999年に持株体制へ移行。地域通信会社(NTT東西)や長距離通信会社(NTTコム)を設立し配下へ。
- 2020年のドコモの完全子会社化等、グループ統合・一体化が進んでいる。
- ➡ アクセス部門は同一会社内の機能分離に留まる。

# (参考) 世界の固定ブロードバンド・モバイル合算市場シェア

23



(出典) 日本：総務省「電気通信サービスの契約者数及びシェアに関する四半期データ」(2023年6月末時点)、電気通信事業分野における市場検証（令和4年度）年次レポート）（2023年3月末時点）  
日本以外：World Cellular Information Service(2023年6月末時点)

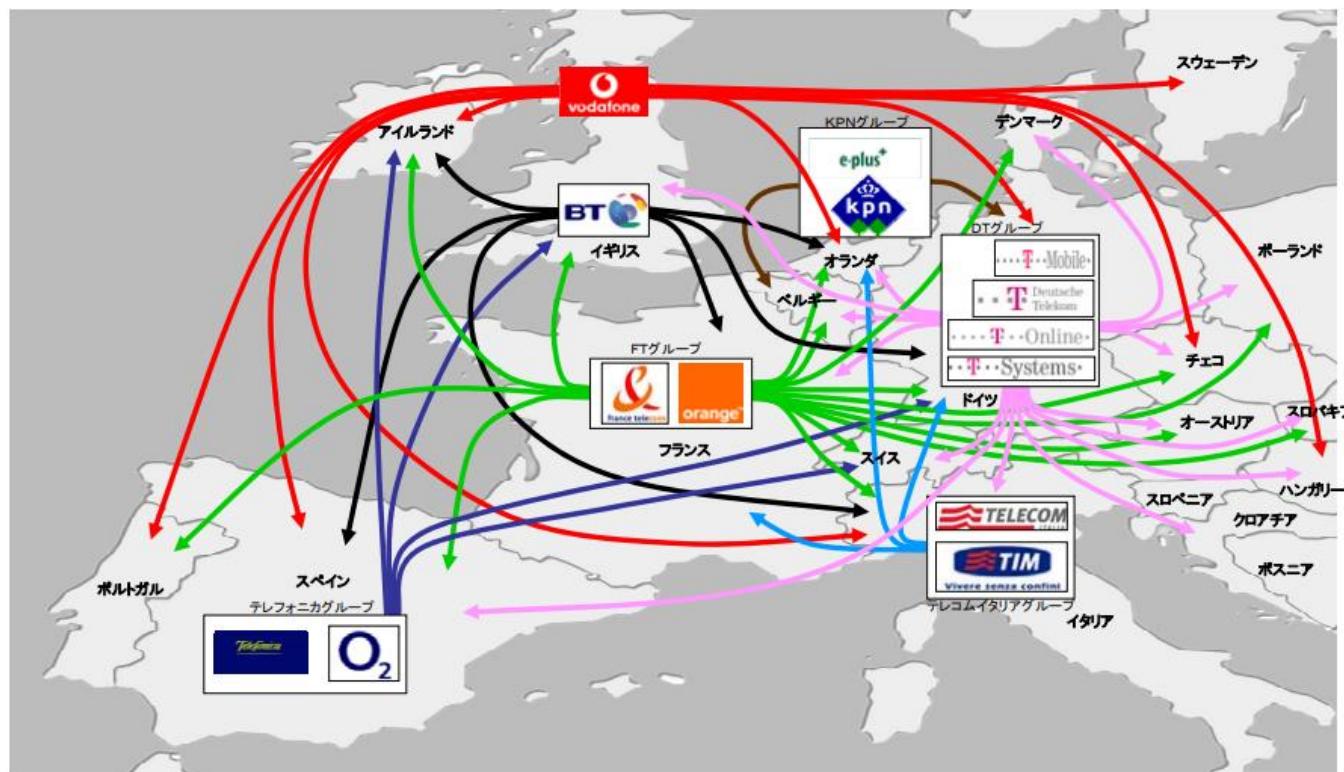
# その4：海外との比較（EU）

24

## EUの単一市場において、市場支配的な事業者同士が相互参入 国境を越えた事業者間競争が機能

資料7

EUにおける競争の構図



英国



ドイツ



フランス



スペイン



イタリア



# その5：公社承継資産に関する説明

25

NTTの  
説明

民営化時に公社承継資産は株主である政府に帰属  
現在は株の持ち分に見合い、民間も含む各株主に帰属

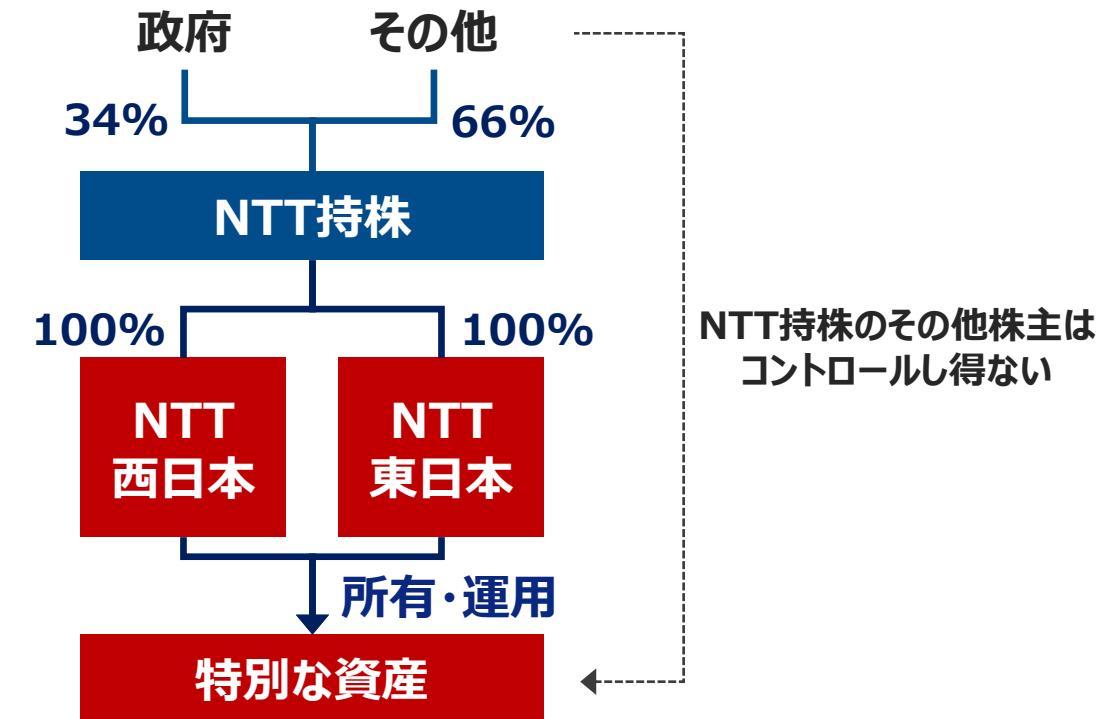
→ 公社承継資産はNTT東西が所有し、NTT東西の株主はNTT持株(100%)  
会社保有の資産が株主に帰属すると言えるのは会社解散時である

## 公社時代の資産の承継について



- 民営化時に政府に株式を割り当てた時点で、資産は株主である政府に帰属。  
(その後、2／3を民間に移転したことに伴い、それに見合った最終的な帰属は民間の株主に移転)
- 英仏独においても、過去に資産承継をしており、事業法で公平・公正な貸出が規律されている点は同様であるが、特殊法人法は存在しない。

Copyright 2023 NTT CORPORATION



出典：2023年11月7日付NTT資料「NTT法のあり方についての当社の考え方②」